

公害防止組織に関する各種届出について

1 公害防止統括者（代理者）の選任等届出書

- 概要 公害防止統括者（その代理者）を選任、解任又は変更したときに提出しなければなりません。
- 根拠規定 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条、第6条
- 対象者 公害防止に関する業務を統括する者を選任します。
- 届出期間 公害防止統括者を選任すべき事由が発生した日から30日以内に選任し、選任した日から30日以内に届出をしなければなりません。

2 公害防止管理者（代理者）の選任等届出書

- 概要 公害防止管理者（その代理者）を選任、解任又は変更したときに提出しなければなりません。
- 根拠規定 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条、第6条
- 対象者 ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設を設置する事業者は、その規模や種類等によって公害防止管理者を選任します。
- 添付書類 有資格者であることを証する書類の写し
- 届出期間 公害防止管理者を選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任し、選任した日から30日以内に届出をしなければなりません。

3 公害防止主任管理者（代理者）の選任等届出書

- 概要 公害防止主任管理者（その代理者）を選任、解任又は変更したときに提出しなければなりません。
- 根拠規定 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条、第6条
- 対象者 大規模なばい煙発生施設と汚水等処理施設が併設されており、排出ガス量が4万m³/時以上かつ排出水量が1万m³/日以上の特定制場
- 添付書類 有資格者であることを証する書類の写し
- 届出期間 公害防止主任管理者を選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任し、選任した日から30日以内に届出をしなければなりません。

4 承継届出書

- 概要 公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者の届出をした事業者について、相続又は合併があり、その地位を承継した際に提出しなければなりません。
- 根拠規定 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第6条の2
- 対象者 公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者の届出をした特定事業者
- 添付書類 地位を承継した事実を証する書面

○上記届出に関する問合せ先

事務所名	TEL	対象地域
栃木県環境森林部環境保全課	028-623-3189	栃木県全域（宇都宮市を除く）
県西環境森林事務所	0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所	0285-81-9002	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、
県北環境森林事務所	0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所	0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所	0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
宇都宮市環境保全課	028-632-2407	宇都宮市

